

○館山市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則

平成5年3月20日教育委員会規則第3号

改正

平成5年5月21日教委規則第4号

平成6年8月22日教委規則第4号

平成7年5月18日教委規則第7号

平成8年8月21日教委規則第4号

平成9年6月24日教委規則第4号

平成10年6月22日教委規則第5号

平成11年6月21日教委規則第12号

平成12年6月21日教委規則第15号

平成13年6月21日教委規則第4号

平成14年6月25日教委規則第10号

平成15年6月25日教委規則第10号

平成16年5月25日教委規則第4号

平成17年5月23日教委規則第9号

平成18年5月22日教委規則第8号

平成19年4月26日教委規則第14号

平成19年5月22日教委規則第17号

平成20年5月23日教委規則第14号

平成21年5月25日教委規則第7号

平成22年5月28日教委規則第7号

平成23年2月23日教委規則第5号

平成23年5月26日教委規則第13号

平成24年5月24日教委規則第11号

平成25年6月26日教委規則第5号

平成26年5月21日教委規則第6号

平成27年5月21日教委規則第14号

平成28年5月23日教委規則第9号

館山市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、私立幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づいて設置された幼稚園で私立の幼稚園をいう。以下同じ。）の設置者が保護者から徴収する保育料及び入園料（以下「保育料等」という。）を減額又は免除（以下「減免」という。）する場合に、本市が行う私立幼稚園就園奨励費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象範囲及び補助金の額)

第2条 教育委員会は、私立幼稚園の設置者が当該幼稚園に在園する3歳児から5歳児の保護者に対し保育料等を減免する場合には、当該私立幼稚園の設置者に対し、別表に掲げる範囲内において補助金を交付するものとする。

(保育料等の減免措置の申請)

第3条 保育料等の減免措置を受けようとする保護者は、別に教育委員会が指定する日までに、保育料等減免措置に関する調書（別記第1号様式）に当該年度の市民税の課税（非課税）証明書又は市民税の納税通知書(写)を添えて幼児の通園する私立幼稚園の設置者に提出するものとする。この場合において、1月1日以降本市に転入した保護者にあつては、転入前の市区町村長の発行した証明書又は通知書を、生活保護法の規定による保護を受けている保護者にあつては、福祉事務所の長の証明書を添付してこれに代えることができる。

(補助金の交付申請)

第4条 私立幼稚園の設置者は、前条の保育料等減免措置に関する調書の提出があつたときは、その内容を審査し、別に教育委員会が指定する日までに補助金等交付申請書（別記第2号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて教育委員会に提出するものとする。

- (1) 幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書
- (2) 幼稚園保育料等減免措置に関する調書及び同調書の添付書類
- (3) 園則その他これに準ずる文書で保育料等の額を明らかにする書類

(補助金の交付決定)

第5条 教育委員会は、前条の補助金等交付申請書の提出があつたときは、補助金交付の対象となる幼児及びその保護者並びに私立幼稚園の設置者が減免すべき額等を審査し、補助金の額を決定したときは補助金等交付決定通知書（別記第3号様式）により当該私立幼稚園の設置者に通知するものとする。

(保育料等の減免措置)

第6条 私立幼稚園の設置者は、前条の交付決定通知を受けたときは、幼稚園保育料等減免措置通知書（別記第4号様式）によりその内容を保護者に通知するとともに、その交付決定のあった日の属する月の翌月から交付決定通知により教育委員会が指定した日の期間までに保育料の減免措置を行うものとする。

（実績報告書の提出）

第7条 私立幼稚園の設置者は、前条の保育料等の減免措置を完了したときは、同条に規定する教育委員会が指定した日から15日以内に幼稚園就園奨励費補助金に係る実績報告書（別記第5号様式）を教育委員会に提出するものとする。

2 前項の実績報告書には、幼稚園保育料等減免措置確認書（別記第6号様式）を保護者から徴してこれを添付しなければならない。

（補助金の交付）

第8条 教育委員会は、前条の実績報告書の提出があったときは、これを審査し、速やかに補助金を交付するものとする。

（不正に対する措置）

第9条 教育委員会は、保護者又は私立幼稚園の設置者が、偽りその他不正の手段によりこの規則による補助金の交付を受けたとき、若しくは受けようとしたときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全額又は一部を返還させることができる。

（秘密の保持）

第10条 私立幼稚園の設置者その他この規則の規定による事務を処理する者は、保育料等の減免措置をした保護者その他個人に係る事実を第三者に漏らしてはならない。

（補則）

第11条 この規則に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、館山市補助金等交付規則（平成19年規則第31号）の定めるところによる。

2 前項に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に教育委員会が定める。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成5年5月21日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の館山市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則第2条の規定は、平成5年4月1日から適用する。

附 則（平成6年8月22日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の館山市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則第2条の規定は、平成6年4月1日から適用する。

附 則（平成7年5月18日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の館山市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則第2条の規定は、平成7年4月1日から適用する。

附 則（平成8年8月21日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の館山市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則第2条の規定は、平成8年4月1日から適用する。

附 則（平成9年6月24日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成10年6月22日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成10年4月1日から適用する。

附 則（平成11年6月21日教委規則第12号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成11年4月1日から適用する。

附 則（平成12年6月21日教委規則第15号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の館山市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の規定は、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成13年6月21日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の館山市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の規定は、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成14年6月25日教委規則第10号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の館山市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の規定は、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成15年6月25日教委規則第10号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の館山市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の規定は、平成15年4月1日から適用する。

附 則（平成16年5月25日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の館山市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成17年5月23日教委規則第9号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の館山市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成18年5月22日教委規則第8号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の館山市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成19年4月26日教委規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年5月22日教委規則第17号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の館山市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成20年5月23日教委規則第14号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の館山市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の規定は、平成20年4月1日から適用する

附 則（平成21年5月25日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の館山市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成22年5月28日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の館山市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成23年2月23日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の館山市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成23年5月26日教委規則第13号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の館山市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年5月24日教委規則第11号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の館山市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成25年6月26日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の館山市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の規定

は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年5月21日教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の館山市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年5月21日教委規則第14号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の館山市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年5月23日教委規則第9号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の館山市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。

別表（第2条）

区分	補助対象経費	補助限度額			
		小学校1年生から3年生の兄・姉を有する事実上の第2、第3子以降の園児が就園する場合	小学校1年生から3年生の兄・姉を1人有しており、就園している場合の最年長児（第2子）	小学校1年生から3年生の兄・姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の最年長児（第1子）	1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長児（第1子）

			している幼児 (第3子以降)			
1 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯	入園料、保育料の合計額	年額216,000円		年額216,000円		
2 当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯		年額 198,000円	年額 216,000円	年額 180,000円	年額 198,000円	年額 216,000円
3 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯						
4 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯		年額 119,400円	年額 216,000円	年額22,800円	年額 119,400円	年額 216,000円
5 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が211,200円以		年額93,000円	年額 216,000円	年額0円	年額93,000円	年額 216,000円

下の世帯						
6 上記区分 以外の世帯						年 額 216,000 円

- 注 1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割課税額を合算する。
- 2 途中入退園及び休園により、保育料が登園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。
- 該当する補助限度額×(保育料の支払い月数+3)÷15(百円未満を四捨五入)
- 3 実際の支払額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。
- 4 同一世帯から2人以上の幼児が幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に通所し、又は児童発達支援、医療型児童発達支援、特例保育若しくは家庭的保育事業等(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。)を利用している場合については、これらの幼児が同時に就園しているものとみなし、この表を適用する。
- 5 当該年度に納付すべき市民税の所得割額については、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)による住宅借入金等特別税額控除の適用前の額とする。

別記

第1号様式(第3条)

第2号様式(第4条)(幼稚園→教育委員会)

第2号様式別紙1(幼稚園→教育委員会)

第2号様式別紙2(幼稚園→教育委員会)

第3号様式(第5条)(教育委員会→幼稚園)

第3号様式別紙(教育委員会→幼稚園)

第4号様式(第6条)(幼稚園→保護者)

第5号様式(第7条第1項)(幼稚園→教育委員会)

第6号様式(第7条第2項)(保護者→幼稚園→教育委員会)